

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	ひとり親家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳴沢村長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
②事務の概要	・鳴沢村ひとり親家庭等医療費給付条例及び施行規則に基づき、ひとり親家庭等医療費助成事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①医療費助成受給対象者に係る申請、届出又は申出の受理、審査又は応答に関する事務 ②医療費助成受給者証又は訪問看護療養費基本利用料負担区分等証明書に関する事務 ③医療費助成支給に関する事務 ④高額療養費等の徴収に関する事務 ⑤統計処理に関する事務 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 鳴沢村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）第4条第1項及び第2項並びに別表第1及び別表第2 鳴沢村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和6年規則第7号）第2条第1項第2号、第3条第1項第2号 番号法第19条第9号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	鳴沢村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 番号法第19条第2項に基づく条例 番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	福祉保健課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3081
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
	ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているデータセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月19日	Ⅱしきい値判断項目 1いつの時点の係数か	—	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年2月19日	Ⅱしきい値判断項目 2いつの時点の係数か	—	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年2月19日	Ⅳ リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「Ⅳ リスク対策」について追加	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成31年2月19日時点	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 番号法第19条第2項に基づく条例 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 番号法第19条第2項に基づく条例 番号法第19条第9号	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）第4条第1項及び第2項並びに別表第1及び別表第2 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 番号法第19条第2項に基づく条例 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 番号法第19条第2項に基づく条例 番号法第19条第9号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第2項 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）第4条第1項及び第2項並びに別表第1及び別表第2 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和6年規則第7号）第2条第1項第2号、第3条第1項第2号 番号法第19条第9号 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 番号法第19条第2項に基づく条例 番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）第2条	事後	根拠法令の追加
令和7年2月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年年6月22日 時点	令和7年2月13日 時点	事後	ガバメントクラウド上への副本データ移行（本番データ移行）前のしきい値及びリスク対策等の再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	-	十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か 判断の根拠	-	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム	事前	同上
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイル名	ひとり親家庭医療費助成ファイル	ひとり親家庭医療費助成ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	—	ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用している データセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで 外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	同上